

広島県がん対策推進条例の概要

参考資料2

制定の背景

- がんは、昭和 54 年以降、本県における死亡原因の第 1 位という状況が続いている。誰もが罹患する可能性のある疾病であり、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている。
- がん対策推進計画に基づき様々な施策を展開し、一定の成果があがっているが、がん対策の重要性に関する県民の理解浸透は十分ではなく、がん患者やその家族を社会全体で支える取組も重要な課題となっている。
- このため、行政や関係者が適切な役割分担の下に相互に協力し、県民総ぐるみとなってがん対策を推進し、県民が安心して暮らせる社会の実現を図るために、条例を制定する。

条例の概要

目的

- がん対策に関する県の責務及び関係者の役割を明らかにし、施策の基本となる事項及び受動喫煙を防止するための措置を定めることにより、がん対策を総合的に推進し、県民が心身ともに健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を図る。

基本理念

- がん対策は、がん患者等をはじめとする県民の意見が十分に尊重されつつ推進されなければならない。
- がん対策は、県、市町、県民、保健医療福祉関係者及び事業者の適切な役割分担及び相互の協力の下に推進されなければならない。

県の責務

- がん対策関係者と連携を図りながら、総合的な施策を策定し、実施する。

市町との連携

- 県は、市町ががん対策に関する施策を実施するときは、必要と認める協力をを行う。

県民の役割

- がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努める。

保健医療福祉関係者の役割

- がんの予防及び早期発見の推進、質の高いがん医療及びがんに関する情報の提供、がん患者等に対する相談その他必要な支援に努める。

事業者の役割

- がんの予防、早期発見できる環境整備に努める。
- 従業員が働きながら、治療を受けられるなどの環境整備に努める。

財政上の措置

- 県は、必要な財政上の措置を講じるよう努める。

がん対策に関する基本的施策

- がんの予防の推進
 - ・がん予防に関する普及啓発、受動喫煙防止等
- がんの早期発見の推進
 - ・がん検診の受診率及び質の向上等
- がん医療の水準の向上
 - ・がん診療連携拠点病院の機能強化等
- 緩和ケアの充実
 - ・がんと診断された時からの緩和ケアの提供等
- 在宅医療の推進
 - ・がん患者等の希望に応じた在宅医療の提供等
- 肝がん予防対策の推進
 - ・肝炎検査の受検率の向上等

小児がん対策の推進

- ・小児がんに関する情報提供の促進等
- 情報提供及び相談体制の充実等
 - ・がん対策に関する正確かつ適切な情報提供
 - ・がん患者等に対する相談体制の充実等
- がんに関する教育の推進
 - ・児童及び生徒のがんに関する知識の習得等
- 就労の支援
 - ・仕事と治療の両立促進を図る事業者への啓発等
- がん登録の推進
 - ・がん登録の適切な実施、情報の有効活用
- がん対策推進計画
 - ・計画を策定、変更する際は条例の趣旨を尊重

広島県がん対策推進委員会

- 知事の附属機関として広島県がん対策推進委員会を置くこととし、組織及び運営について定める。
- <調査審議事項：がん対策推進計画の策定又は変更、がん対策に関する総合的な施策及び重要事項>

受動喫煙防止対策

- 屋内における受動喫煙の防止
 - ・施設管理者は、不特定又は多数の者が出入りする室内又はこれに準じる環境について、施設等の種別に応じた措置をとらなければならない。
- 屋外における受動喫煙の防止
 - ・子供の利用が想定される屋外区域に立ち入る者は、当該区域で喫煙しないよう努めなければならない。
 - ・管理者は、その区域に灰皿を置く場合は受動喫煙防止に特別の配慮をするよう努めなければならない。

施行期日

- 公布の日。（受動喫煙防止に係る規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。）

受動喫煙防止対策について

◆受動喫煙防止規定のポイント

県民総ぐるみで喫煙者と喫煙しない人が互いに心地よく施設等を利用できる環境整備に取り組む機運を醸成する観点から、強制力を伴わない必要最低限の規定とする。

- ① 建物内等についての適用範囲は、不特定又は多数の人が出入りする空間。
(もっぱら特定の者が出入りする事務室等を除く。例：従業員専用の執務室)
- ② 施設等の種別に応じ、禁煙措置等の規制の内容を規定。

◆受動喫煙防止対策に係る対象施設の区分と規制内容

区分	施設の種類（施設例）	規制内容	対象者	義務付け
建物内等	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁施設（県庁、市役所等） ・医療施設（病院・診療所・薬局等） ・学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等） ・児童福祉施設（保育所、児童厚生施設等） 	<ul style="list-style-type: none"> ①禁煙 ②喫煙所による分煙 	管理者	義務
	<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設（体育館、ボーリング場等運動施設） ・博物館等（博物館、遊園地等） ・交通機関乗降・待合（JR駅、バス待合所等） ・大規模小売店舗（百貨店、ショッピングセンター等） ・金融機関（銀行等） ・劇場等（興行場、集会場、展示場、斎場等） ・大学等（専門学校、各種学校） ・交通機関（電車、客船等） ・高齢者・障害者施設等（老人ホーム、身体障害者福祉センター等） 	<ul style="list-style-type: none"> ①禁煙 ②喫煙所による分煙 ③その他の分煙 ※1 	管理者	義務
	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店 ・物品販売店舗 ・カラオケボックス ・風俗営業を営む施設 ・ホテル、旅館 ・理容所、美容所等 	禁煙、喫煙、分煙状況の表示	管理者	義務
屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道 ・遊具のある公園 ・学校 ・児童福祉施設 ・停留所 ・これらの施設の付近の公道 ※2 	<ul style="list-style-type: none"> 区域で喫煙しない（灰皿周辺を除く） 	利用者	努力義務
		灰皿は子供の受動喫煙防止に配慮 ※3	管理者	努力義務

※1①禁煙 喫煙してはいけない空間とすること

②喫煙所による分煙 禁煙区域への煙の流出防止措置がとられた喫煙所と禁煙区域に分けること

③その他の分煙 空間分煙や時間分煙

※2 付近とは施設等から7m以内の公道と規則等で定める。

※3 灰皿を設ける場合は、子供の動線を避ける、遮蔽を設ける等の配慮が必要と規則等で定める。